

通勤手当等の見直しに関する要求申し入れ

申2号

団体交渉を行う！

(組合) 都市手当の級地保障延長を6か月分の一時金で対応すれば会社費用の持ち出しは減少する。その分を他の要求内容に充てることでより多くの組合員が対象になる。再度検討し、団体交渉の場で検討結果を回答すること。

(会社) 一時金での対応という概念はない。すでにさまざま検討したうえで回答している。検討するか否かは社内の話だが、代案の意見をいただいていることは持ち帰る。回答については場を持つかも含めて調整する。

提案内容の再検討を要請！ 継続議論！

【通勤手当】

主な会社回答

- ・ 郡山～福島単体で時間短縮効果を見た場合対象とはならないが、磐越西線、磐越東線、水郡線などを含め1時間 30分以上が45分以上短縮できる場合は対象となる。出勤時間の都合である特定の日だけ支給するという考えはない。
- ・ 在来線特急において、認定については同じだが定期がないので実費額となる。
- ・ 今回の見直しの整理としてはモニター制度で認めているところを引き続きとしており、在来線特急などを新たに広げるところまでは考えていない。
- ・ 職務乗車証の使用が基本であり、駐車場代まで支給はしない。通勤費用すべてを補填するという考えではない。
- ・ 紛失時のリスクを考え磁気区間でも SuicaFLEX 定期を活用することについては、全体の影響を見ながらできるところは対応していきたい。

【都市手当】

- ・ D級地については直近下位の級地区分がないため、級地保障の延長対象とする考えはない。直近下位がないのでD級地を適用とするとゼロになる。
- ・ 在勤地は会社が指定し、勤務地に対して支給するもの。居住については基本的に社員の自由であり、そこに対して何らかの手当をする考えはない。
- ・ 寒冷地手当の世帯態様区分について、世帯を持っている方が費用がかかるという考えから設定している。
- ・ すべての手当の整合性をとるのは難しい。今回見直さない手当は生産性向上に寄与しないということではない。

【別居手当】

- ・ 距離が遠い場合は、帰省時の交通費や頻繁に帰省できない時の生活費などがかかることを考慮し増額対象とした。

【その他】

- ・ 見直しの目的は一切ブレていない。社員にとって改善が図られる非常に有利な見直しになる。
- ・ 議論内容が施策にまったく反映されないということはない。実施に向け必要な準備は進めていく。
- ・ 購入券利用制限期間に帰省先から職場等へ出勤を命じられた場合の特別措置はない。意見は受け止める。
- ・ 実施までの事務業務について、疑問点の問い合わせ対応など円滑に進められるようにやっていく。
- ・ モニター利用者については説明を行っている。社員への周知は掲示等で行っている。実施日に必ず適用しなければならないものではなく、全員が適用されているものでもない。普段のコミュニケーションの中で十分伝えられる。